

堺市子育て世帯家事・育児訪問支援事業措置解除通知書

年 月 日

様

堺 市 長 印

年 月 日付け 第 号により決定した児童福祉法第 21 条の 18 第 2 項の規定による事業の提供について、解除することにしたので通知します。

児童の氏名及び 生 年 月 日	年 月 日生
保護者氏名	
提供事業名	堺市子育て世帯家事・育児訪問支援事業
提供事業者の 名称及び所在地	
解除年月日	年 月 日
解除の理由	

備考

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、堺市に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は堺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を超過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（問い合わせ先） 区役所子育て支援課

電話番号 072 -